

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第二条 令第十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）</p> <p>二 株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>2 令第十二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有</p>	<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第二条 令第十二条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 令第十二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）</p>

<p>する場合における当該他の会社(次号において「完全子会社」という。)</p> <p>二 新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>3 令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める条件は、譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 「略」</p> <p>(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)</p> <p>第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、<u>第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</u></p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>二 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)</p> <p>第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、<u>第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</u></p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p>
--	---

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合
次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株券等 次に掲げる事項

(1) 銘柄

(2) 第一号ロ(1)に掲げる事項

(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合

合には、当該会社と提出会社との間の関係
合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる事項

(1) 銘柄

(2) 第一号ロ(2)に掲げる事項

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合 次に掲げる事項

イ 銘柄

ロ 第一号ロ(2)に掲げる事項

<p>(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下口において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳</p> <p>(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項各号に規定する会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係</p> <p>(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>〔三十九略〕</p> <p>〔三十一略〕</p>	<p>ハ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下この号において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳</p> <p>ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係</p> <p>ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容</p> <p>〔三十九 同上〕</p> <p>〔三十一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	